

# 港北区連合町内会 2月定例会

令和6年2月21日(水)午後2時00分から  
港北区役所 1、2号会議室

## 議題

### 1 令和6年度共同募金運動へのご協力と次年度赤十字募金運動の資材数調査について (協力依頼)【市連会報告】[資料1]

仲丸 港北区社会福祉協議会事務局長

#### ◆ 資料は社会福祉協議会から別途自治会町内会あてに送付します。

令和5年度募金等の実績についてご報告いたします。各地区連合町内会長をはじめ地域の皆様のご協力、誠にありがとうございました。令和6年度も、引き続き募金活動等を実施させていただきたく、ご協力をお願いいたします。

なお、各自治会町内会単位が目安額につきましては依頼時にご案内いたします。

また今回、次年度の赤十字募金運動に必要な資材の調査について依頼いたします。

#### (1) 令和5年度各種募金等実績及び令和6年度目安額

下表の通りとなります。

募金等名称	令和5年度実績 (令和6年1月末現在)	令和6年度実 施時期(案)	令和6年度一世 帯あたりの金額 (目安額案)	実施主体	備考
日赤募金(日本赤十字社会費募金)	14,806,119 円 [目安額 21,410,340 円]	5月～7月	200 円	日本赤十字社神奈川県 支部横浜市港北区地区 委員会	2月資材調査依頼
赤い羽根共同募金 (戸別募金)	17,867,300 円 [目安額 27,216,915 円]	10月～12月	255 円	神奈川県共同募金横浜 市港北区支会	5月資材調査依頼 予定
年末たすけあい募金	22,792,546 円 [目安額 21,346,600 円]	11月～12月	200 円		
港北区社会福祉協 議会世帯会費	4,284,430 円	6月～8月	40 円	港北区社会福祉協議会	
社会を明るくする運 動実施委員会会費	1,063,950 円	6月～8月	10 円	港北区「社会を明るく する運動」実施委員会	

※ 一世帯あたり上記金額をご協力いただきますと、区全体の目標額となります。(単位自治会の目安額=自治会加入世帯数×95%)

※ 目安額については各委員会にて決定します。

#### (2) 次年度赤十字募金運動の資材数調査について

次年度も5月から赤十字募金運動を実施する予定です。募金封筒等の資材の希望数について

て自治会町内会ごとに調査しますので、ご協力よろしく申し上げます。

なお、調査票につきましては、各自治会町内会会長へ事務局より個別に送付し、個別に回答のご依頼をいたします。以下内容についてご承知おきください。

① 回答方法

各自治会町内会へ送付する調査票にご記入の上、FAX 送付、窓口持参・郵送のいずれかでご回答ください。また、今年度よりグーグルフォームでのご回答も可能です。ご活用ください。(FAX 以外の方法による場合はコピーを取りお手元に保管ください。)

② 回答期限

令和6年3月15日(金)まで

③ 提出先

〒222-0032

港北区大豆戸町13-1 吉田ビル206 横浜市港北区社会福祉協議会 内

日赤港北区地区委員会 事務局 あて

FAX 番号：531-9561

④ 回答後修正・変更が生じた場合(会長交代、送付先変更、数量変更等)

調査票に変更箇所を加筆修正し、再度 FAX、グーグルフォーム、窓口持参・郵送等にて随時事務局へ連絡をお願いします。

(3) 問合せ

港北区社会福祉協議会 電話：547-2324

## 2 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討結果について (事業説明)【市連会報告】[資料2]

米岡 福祉保健課長

### ◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策について、令和4年12月の一斉改選以降区局によるプロジェクト等により検討を進めてまいりましたので、その検討結果について報告します。

また、民生委員・児童委員の年齢要件について、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選(令和7年12月)以降の年齢要件についてもあわせて報告します。

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います(令和7年12月一斉改選から)。

○ 主な取り組み

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
<b>推薦事務の改善</b>	<b>手続きの簡素化</b>	<b>再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討</b>	<b>R 7 一斉改選</b>

(2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
<p>新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。</p> <p>再任 75歳未満</p>	<p>新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。</p> <p>再任 75歳未満。ただし、<u>選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u></p> <p><b>【条件】</b> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u></p>

イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※ 再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分が

ある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

(3) 問合せ

健康福祉局地域支援課 担当：村山 電話：671-4046

### 3 令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（協力依頼）【市連会報告】【資料3】

米岡 福祉保健課長

#### ◆ 3月上旬までに、該当の自治会町内会長あてに推薦依頼文を送付します。

令和6年7月1日付及び12月1日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長のご協力をお願いいたします。

なお、令和6年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和7年11月30日）までとなります。

(1) 依頼事項

ア 推薦準備会の開催

イ 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦

ウ 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和6年7月1日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和6年3月～4月 ・令和6年12月1日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和6年8月～9月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

(2) 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

ア 候補者の選出にあたっては、「資格要件と推薦手続」をご確認ください。

イ 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。

ウ 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表(※)の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※ 民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

(3) 問合せ

港北区福祉保健課 担当：伊藤、清水 電話：540-2339

メール：ko-minky@city.yokohama.jp

#### 4 「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」等の配布について（配布依頼） 【市連会報告】[資料4]

柏崎 区政推進課長

##### ◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、自治会・町内会の皆様にご協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。現在、皆様のご協力により市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができており、改めてお礼を申し上げます。

つきましては、令和6年度も、各世帯への配布にご協力をお願いします。

(1) 広報紙の配布について

ア 広報紙概要 ※謝金額は令和6年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月(または11月)、令和7年2月	4円

イ 配布先

自治会・町内会等団体に加入している世帯

※ 未加入の世帯にもお配りくださいますようご配慮をお願いします。

ウ 配布時期

毎月1日から10日までの間に各世帯へ配布してください。

エ 本市から各団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいた部数をお届けします。

(令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。)

オ 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回に分けてお支払いし

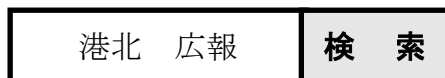
ます。(令和6年10月と令和7年3月に分けてお支払いします。)

※ 自治会町内会は班等ごとではなく、自治会町内会ごとにお支払いします。

(2) 配布担当者や部数などの変更連絡先について

港北区区政推進課広報相談係 電話：540-2222 FAX：540-2227

配布担当者や部数等の変更連絡は、ウェブサイトでもできます。



※ 毎月10日までにご連絡いただければ、当月末(翌月分)の配布に間に合います。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

(3) その他

ア 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係にご相談ください。

※報酬を配布担当のご本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

イ 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様幅広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。

ウ 配布員が確保できないなど毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへ切替えができる場合があります。自治会町内会でご検討の上、区役所広報相談係までご相談ください。

エ 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にもご活用いただけますので、未加入世帯への配布にご配慮いただきますようお願いいたします。また、各自治会町内会の区域内にありますグループホームなどの施設から広報紙の配布依頼がありましたら、配布についてご配慮くださいますようお願いいたします。

## 5 自治会町内会館脱炭素化推進事業について（事業説明・募集案内）【市連会報告】 [資料5]

岸本 地域振興課長

### ◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

3月1日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

(1) 補助制度概要（詳細は別紙資料をご確認ください）

ア 主な補助要件

- 町内会等が所有する施設(※)で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設

※ 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること

- ・ 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
  - ・ 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと
- イ 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル 省エネ性能★4つ以上（省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品） ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円（※）
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※ 合算での上限額。いずれかの実施も可。

(2) 申請について

ア 申請期間

令和6年3月1日（金）から令和6年9月30日（月）

イ 注意事項

- ・ 申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。
- ・ 補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※ その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

(3) 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※ 区役所地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。Eメール、郵送、窓口への持参(予約制)での提出が可能です。

**【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

・ 電話：045-451-7740（受付時間 平日9:00~17:00）

・ Email：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

・ 所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅(東口)より徒歩15分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩10分/

京浜急行「神奈川」駅より徒歩5分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で10MBまでです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。



(3) その他

その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素	検 索
-----------	-----



(4) 問合せ

市民局地域支援部地域活動推進課 担当：川口、江口 電話：6 7 1－2 3 1 7  
メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

## 6 保険年金課での Web 発券の取り扱い開始について（情報提供）[資料 6]

菊池 保険年金課長

### ◆ 送付資料はありません。

保険年金課では、令和 6 年 2 月 19 日に番号発券機をリニューアルし、ご自身のパソコンやスマートフォンを使って Web 上で順番待ちの番号札を発券するサービス及び、順番が近づいたことを LINE で通知するサービスを導入しました。

特に月初や夏季など混み合いがちな時期に密集を避け、時間の有効活用と区役所での待ち時間短縮ができる Web 発券をぜひご利用ください。

(1) Web 発券の流れ

ア ご自身のパソコンやスマートフォンで港北区 Web 発券サイト（外部サイト）にアクセス

港北区 web 発券	検 索
------------	-----



イ 上記サイトで申込内容を選択のうえメールアドレスを入力し、「受付番号」と「通知番号」を取得（電子メールで通知）

ウ ご自身の順番が近づくのを、港北区保険年金課（25～27 番窓口）窓口混雑状況（外部サイト）で確認してから来庁、又は LINE で順番が近づいたことをお知らせする通知が届いてから来庁

エ 保険年金課 27 番又は 25 番窓口の番号発券機で、「Web 発券」を押下し、上記「イ」の「受付番号」と「通知番号」を入力して実際に番号札（紙）を発券

(2) 問合せ

港北区保険年金課保険係 電話：5 4 0－2 3 4 9 FAX：5 4 0－2 3 5 5  
メール：ko-hokennenkin@city.yokohama.jp



## 7 第12回港北オープンガーデンのチラシの掲示について（掲示依頼）[資料7]

柏崎 区政推進課長

### ◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

第12回港北オープンガーデンを開催しますので、イベントチラシの掲出にご協力をお願いします。

(1) 開催日時

4月19日（金）から21日（日）、5月10日（金）から12日（日）

各日：午前10時から午後4時まで

(2) その他

天候によりイベントの内容の変更・中止の可能性があります。

区ウェブサイトにて確認することができます。

(3) 問合せ

港北区区制推進課 電話：540-2209

メール：[ko-kohokuopengarden@city.yokohama.jp](mailto:ko-kohokuopengarden@city.yokohama.jp)

## 8 多機能型拠点「び・すけっと菊名」の開所について（情報提供）[資料8]

大津 健康福祉局障害施設サービス課長

### ◆ 資料は席上配布します。

横浜市では、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域での暮らしを支援するための施設である多機能型拠点について、市内方面別6箇所へ整備を進めています。

令和2年度に、港北区菊名四丁目の横浜市医師会看護専門学校跡地を4館目の多機能型拠点整備用地として決定し、整備・運営法人の選定を行い、令和3年度から設計・工事を進めてまいりました。

この度、令和6年3月に整備工事が完了し、4月より新たな多機能型拠点として開所する事となりましたのでご報告いたします。

(1) 施設名

横浜市北東部方面多機能型拠点「び・すけっと菊名」

(2) 運営法人

社会福祉法人 横浜共生会

(3) 開所予定日

令和6年4月1日

## 9 令和5年度災害時要援護者名簿、訪問グッズの提供及び各地域での取組等の調査依頼について（提出依頼）[資料9]

阿部 高齢・障害支援課長

### ◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

名簿掲載の同意確認を行ったうえで作成した、災害時要援護者名簿（令和5年度名簿）を、3月上旬に各町内会長のご自宅に送付いたします。

なお、要援護者宅への訪問を円滑にするツールとして、携帯トイレパックと啓発チラシ2種類をセットにしたものを同封します。ご活用ください。

名簿取扱者については、個人情報保護研修を受講し報告書の提出をお願いします。

また、今後の事業の推進に役立てるため、各地域での取組状況や課題などをお聞きする調査票を、名簿と一緒に同封します。こちらもご提出をお願いいたします。

#### (1) 災害時要援護者名簿の提供について（協定締結地区のみ）

名簿と訪問グッズ（原則、掲載者全員分）を3月上旬から順次発送します。令和4年度の名簿については、名簿に同封しているレターパックに入れていただき、4月30日（火）までにご返却ください。

#### (2) 情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）の提出について

名簿を取り扱う方は、全員、毎年1回、個人情報保護研修の受講が必要です。DVDやHPの資料を利用し、研修を実施してください。

研修を実施後、情報取扱者届（兼個人情報保護研修受講報告書）を、名簿に同封されている返信用のピンク封筒に入れて、6月28日（金）までに提出してください。

#### (3) 災害時要援護者支援の取組に関する調査

現在の取組状況と課題、訪問時のグッズや啓発が必要と思われる情報等について調査を行います。今後の支援の参考にさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。調査票は令和4年度名簿返送時に同封するか、FAXで4月30日（火）までにご返送をお願いいたします。

#### (4) 問合せ

港北区高齢・障害支援課高齢・障害係 担当：富田、浜崎、赤坂

電話：540-2317 Fax：540-2396

## 10 第 39 回港北駅伝大会開催結果について（情報提供）[資料 10]

岸本 地域振興課長

### ◆ 資料は席上配布します。

第 39 回港北駅伝大会の開催にあたり、ご支援、ご協力をいただき誠にありがとうございました。  
雨の中ではありましたが無事開催することができました。

つきましては、大会の実施結果について、次のとおりご報告いたします。

#### (1) 大会概要

開催日時 令和 6 年 1 月 21 日（日）

レース	部門
第 1 レース(9 時開始)	一般男子、高校男子、高校女子
第 2 レース(10 時 50 分開始)	一般混合、一般女子、中学男子、中学女子
第 3 レース(12 時 40 分開始)	連合町内会

会 場 日産フィールド小机（新横浜公園周回コース）

参加チーム数 141 チーム（選手 874 人）

※ 申込チーム数 193 チーム（選手 1,167 人）

#### (2) 連合町内会の部の記録について

入賞チーム

入賞	チーム名
優勝	綱島連合 A チーム
準優勝	大倉山連合町会 A
第 3 位	日吉連合 A チーム
【参考】	
4 位	大倉山連合町会 B
5 位	日吉連合 B チーム

## 11 情報提供

岸本 地域振興課長

### ◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

## 11 「楽遊学第 309 号」について [資料 11]

## 12 掲示依頼

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

12-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料 12-1]

12-2 大相撲横浜アリーナ場所について [資料 12-2]

12-3 「鉄道とともにあるまち港北フォトコンテスト」について [資料 12-3]

12-4 委嘱委員チラシについて [資料 12-4]

再掲 第12回港北オープンガーデンについて [資料 7]

## 13 行政機関からの情報提供

- (1) 港北警察署
  - ・港北区内犯罪発生状況ほか
  - ・交通事故概要
- (2) 港北消防署
  - ・港北区内の火災・救急状況について

2月の合同メールは2月22日(木)に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索



## 港北区連合町内会 2月定例会 資料一覧

- 1 令和6年度共同募金運動へのご協力と次年度赤十字募金運動の資材数調査について（協力依頼）【市連会報告】[資料1]
  - 2 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討結果について（事業説明）【市連会報告】
  - 3 令和6年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について（協力依頼）【市連会報告】
  - 4 「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」等の配布について（配布依頼）【市連会報告】
  - 5 自治会町内会館脱炭素化推進事業について（事業説明・募集案内）【市連会報告】
  - 6 保険年金課での Web 発券の取り扱い開始について（情報提供）
  - 7 第12回港北オープンガーデンのチラシの掲示について(掲示依頼)
  - 9 令和5年度災害時要援護者名簿、訪問グッズの提供及び各地域での取組等の調査依頼について（提出依頼）
  - 11 「楽遊学第309号」について
  - 12-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について
  - 12-2 大相撲横浜アリーナ場所について
  - 12-3 「鉄道とともにあるまち港北フォトコンテスト」について
  - 12-4 委嘱委員チラシについて
- ※ 議題8、及び10の資料はありません。